

(証券コード9353)  
2019年6月6日

株 主 各 位

大阪市此花区梅町一丁目1番11号

**櫻島埠頭株式会社**

代表取締役社長 平井 正博

## 第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 大阪市福島区福島五丁目6番16号  
ホテル阪神 10階 クリスタルルーム
  3. 目的事項  
報告事項
    - 1.第77期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2.第77期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役6名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎法令及び当社定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurajima-futo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurajima-futo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当を継続することを利益配分の基本方針とし、経営の安定性と財務体質の維持、強化を重視する観点から、内部留保の水準と当期純利益の見通しを考慮して配当金額を決定しております。

第77期の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、次年度以降の業務環境の動向、財務状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は15,013,140円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、経営体制のより一層の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひらい まさひろ 平井 正博 (1953年1月3日生)  再任	1976年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1999年4月 同行東京支店営業第四部長 2000年6月 株式会社新生銀行東京支店営業第一部長 2001年2月 同行首都圏営業部長 2001年7月 同行営業第八部長 2002年4月 同行名古屋支店長 2004年4月 新生セールスファイナンス株式会社（現 株式会社アプラス）代表取締役社長 2006年4月 昭和オートレンタリース株式会社代表取締役副社長 2008年10月 同社専務取締役 2010年4月 日本カーソリューションズ株式会社 執行役員営業企画部長 2013年6月 イノベーションプランニングズ株式会社代表取締役 (現在に至る) 2014年6月 当社社外取締役 2015年6月 当社代表取締役社長 経営企画部担当 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員 経営企画部担当 2017年6月 当社代表取締役社長執行役員 経営企画部・営業部・業務部・ファシリティ強化事業部担当 2018年6月 当社代表取締役社長執行役員 マーケティング部・営業部・内部監査室担当（現在に至る）	1,200株
	【取締役候補者とした理由】 平井正博氏を取締役の候補者とした理由は、金融機関等で培われた豊富な経験と高い見識に基づいた優れた経営能力をもとに、引き続き取締役として当社グループの事業戦略を統括し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。		
2	ますだ やすまさ 増田 康正 (1956年12月5日生)  再任	1981年4月 当社入社 2006年10月 当社総務ユニットマネージャー 2011年6月 当社取締役 総務部担当 2016年6月 当社取締役常務執行役員 総務部担当（現在に至る）	6,250株
	【取締役候補者とした理由】 増田康正氏を取締役の候補者とした理由は、総務部門を中心とした豊富な業務経験をもとに、引き続き取締役として管理部門の機能強化を通じて、当社グループの継続的な成長と企業価値の向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	さとう よしひろ 佐藤 禎 広 (1962年5月2日生) 再任	2014年10月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニットマネージャー 2015年12月 当社経営企画ユニットマネージャー兼営業本部物流倉庫ユニットマネージャー 2016年2月 当社経営企画部長 2016年6月 当社執行役員 経営企画部長兼営業・業務統括部長 2017年2月 当社執行役員 経営企画部長兼営業・業務統括部長兼ファシリティ強化事業部長 2018年6月 当社取締役執行役員 経営企画部・業務部・ファシリティ強化事業部担当 経営企画部長(営業・業務統括)兼ファシリティ強化事業部長 2019年4月 当社取締役執行役員 経営企画部・業務部・ファシリティ強化事業部担当 経営企画部長兼総務部長(現在に至る)	100株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐藤禎広氏を取締役の候補者とした理由は、経営企画部門、業務部門及びファシリティ強化部門の豊富な業務経験をもとに、引き続き取締役として当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図ることができるものと判断したためであります。	
4	まつおか まこと 松 岡 真 (1958年12月15日生) 新任	1981年4月 住友商事株式会社入社 2004年4月 同社無機化学品第2部長 2011年4月 韓国住友商事株式会社 資源化学品副本部長、常務理事資源化学品本部長 2016年1月 ソーダアッシュジャパン株式会社代表取締役社長 2018年4月 当社入社 マーケティング部長(現在に至る)	0株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 松岡真氏を取締役の候補者とした理由は、商社で培われた豊富な経験をもとに入社以来、マーケティング部の責任者として中心的な役割を担うとともに、多岐にわたる知識と高い見識を有しており、その知識・見識が当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に活かされるものと判断したためであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	い が ら し ひ で お 五十嵐英男 (1944年1月30日生)  再任	<p>1969年4月 大阪市入庁 1994年4月 大阪市港湾局臨海部開発計画担当部長 1998年4月 同局企画振興部長 2000年4月 財団法人大阪港埠頭公社理事 2002年4月 大阪市港湾局長 2004年3月 大阪市退職 2005年7月 財団法人大阪港開発技術協会理事長 2006年6月 財団法人大阪国際交流センター（現 公益財団法人大阪国際交流センター）理事長 2009年6月 同センター理事長退任 2010年6月 大阪港振興協会（現 公益社団法人大阪港振興協会）会長 2013年6月 同協会会長退任 2016年6月 当社社外取締役（現在に至る） 2017年3月 大阪港タグセンター事業協同組合理事 2017年5月 同組合理事長（現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況） 大阪港タグセンター事業協同組合理事長</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 五十嵐英男氏を社外取締役の候補者とした理由は、行政等に係わり培われた豊富な経験、知識等を当社の経営に活かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、それらの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は大阪港タグセンター事業協同組合の理事長であります。また、同組合との間にはタグボートの使用に係る営業取引があり、当事業年度における取引金額は4,223千円ですが、同組合と当社の間には資本関係はありません。また、過去において当社が事業用地を賃借している大阪市港湾局の局長を務めておりましたが、2004年に退職しており、大阪市港湾局との関係はなく、独立性を有しているものと認識しております。</p>		
6	たねむら やすひと 種村泰一 (1962年11月7日生)  再任	<p>1991年4月 大阪弁護士会弁護士登録 中之島中央法律事務所入所（現在に至る） 2016年4月 大阪弁護士会副会長 2017年4月 枚方市人事行政制度調査審議会副会長 2018年6月 当社社外取締役（現在に至る）</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 種村泰一氏を社外取締役の候補者とした理由は、法律の専門家としての経験・知識等を経営に活かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、それらの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいていることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 五十嵐英男氏及び種村泰一氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、両氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、9ページに記載のとおりであります。
3. 五十嵐英男氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 種村泰一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、五十嵐英男氏及び種村泰一氏の間で、同法425条第1項に定める最低責任限度額まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しており、本議案をご承認いただいた場合、当該責任限定契約を継続する予定です。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 遠藤眞廣氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
えんどう まさひろ 遠藤眞廣 (1956年12月24日生)  再任	1989年3月 公認会計士登録 1997年8月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)社員 2007年6月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)退職 2007年7月 遠藤公認会計士事務所代表(現在に至る) 2015年6月 当社社外監査役(現在に至る)	300株
【社外監査役候補者とした理由】 遠藤眞廣氏を社外監査役の候補者とした理由は、公認会計士、税理士としての企業の会計、税務に係わり培われた豊富な経験、知識等を当社の監査体制に活かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、独立かつ中立の立場からの当社の経営に対する意見、助言等により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただいていることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 遠藤眞廣氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、同氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、9ページに記載のとおりであります。
3. 遠藤眞廣氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、遠藤眞廣氏の間で、同法425条第1項に定める最低責任限度額まで社外監査役の責任を限定する契約を締結しており、本議案をご承認いただいた場合、当該責任限定契約を継続する予定です。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
えがわ ただとし 江川 忠利 (1948年11月2日生)	1967年4月 大阪市入庁 2008年3月 大阪市退職 2012年4月 社団法人大阪港タグセンター（現 大阪港タグセンター事業協同組合）専務理事（現在に至る）	0株
<b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 江川忠利氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由は、行政等で培われた豊富な経験と見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 江川忠利氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏が社外監査役として選任される場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、同氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、9ページに記載のとおりであります。
3. 当社は、江川忠利氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項に基づき、江川忠利氏との間で、同法425条第1項に定める最低責任限度額まで社外監査役の責任を限定する契約を締結する予定です。

以上

(ご参考)

### 社外役員の独立性基準

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の①～⑩に該当した場合は、独立性を有しないものとみなす。

- ①当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(注1)
- ②当社グループの主要な取引先(注2)(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ③当社グループの主要な借入先(注3)(借入先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ④当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する個人株主、または、当社を子会社もしくは関連会社(注4)とする法人株主の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の(注5)金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(サービスを提供する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ⑥当社グループより、多額の(注5)寄附または助成を受けている者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ⑦当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- ⑧上記②～⑦に最近5年間において該当していた者
- ⑨上記①～⑦に該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩当社の社外役員としての任期が8年を超える者

上記の①～⑨に該当する者であっても、取締役会がその独立性を判断した結果、独立役員として相応しいと判断すれば、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に抵触しない限り、その者を独立役員として選任することができる。

ただし、この場合において取締役会はその判断に至った理由について説明を行わなければならない。

- (注1)業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者をいう。
- (注2)主要な取引先とは、当社グループが事業活動を提供する顧客、または当社グループが作業や修理などを委託する外注先であって、その年間取引金額が当社グループまたは相手方の直近事業年度における連結売上高の2%以上のものをいう。
- (注3)当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資しているものをいう。
- (注4)関連会社とは、法人株主の最近事業年度に係る有価証券報告書の「関係会社の状況」等の項目またはその他の法人株主が一般に公表する資料において、関連会社として記載している会社をいう。
- (注5)多額とは、1事業年度当たり1,000万円を超える金額をいう。
- (注6)重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、前半は世界経済の好調さを背景に景気は順調に推移しましたが、後半からは米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題をはじめとする保護主義的な動きに起因して、中国やEUでの経済減速が顕在化しており、先行きについては急速に不透明さを増す状況になっております。

このような情勢のもと、当社グループは、2017年4月より中期経営計画「Innovation & Progress for 2019」に基づき、「高付加価値事業の実現」、「原価構造の改革によるコスト削減」、「既存機能の活性化」などを具体策とする事業戦略に取り組んでおります。中間年度の当連結会計年度においては、経営計画のヴィジョンにあるように大阪港の特殊物資港区に位置する当社の優位性をセールスポイントとして、上記事業戦略を着実に実行することにより、より質の高い物流サービスの提案を通して、積極的な営業活動を展開、同時に、これからの貨物多様化を睨んだ基幹設備の大幅改修を実施しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、44億2千6百万円となり、前連結会計年度に比べ1億4千1百万円、3.3%の増収となりました。

売上原価は、売上高の増加に伴う作業外注費の増加のほか、上記方針に基づいて、設備改修に努めたことから設備修理費が大きく増加しました。このため、売上原価は39億4千5百万円となり、前連結会計年度に比べ1億5千2百万円、4.0%の増加となりました。また、販売費及び一般管理費につきましても、4億3千7百万円となり、前連結会計年度に比べ9百万円、2.3%の増加となりました。

以上により、当連結会計年度の営業利益は4千3百万円となり、前連結会計年度に比べ2千万円の減益となりました。経常利益は、受取配当金などの営業外収益を得たことなどから1億1千2百万円となり、前連結会計年度に比べ1千1百万円の減益となりました。

また、昨年9月に襲来した台風により大きな被害を受けたことから、災害による損失として2億7千9百万円を特別損失に計上すると同時に、当該被害に対して支払われる損害保険金の確定額3億1千9百万円を特別利益に計上しております。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、1億4千3百万円となり、前連結会計年度に比べ1百万円の増益となりました。

セグメント別の営業の概況は、次のとおりです。

## (ばら貨物セグメント)

大型クレーンを使用する荷役業務は、景気の堅調さを反映してばら貨物の取扱数量が増加したことにより、総荷役数量が326万トンと、前連結会計年度に比べ8.6%増加したことから、荷役業務の売上高は9億9千5百万円となり、前連結会計年度に比べ7.4%の増収となりました。

海上運送業務につきましても、内航船運送の取扱数量が増加したことにより、売上高は6億7百万円と、前連結会計年度に比べ18.5%の増収となりました。

保管業務につきましては、野積保管しているイルメナイトやコークスの取扱数量が増加したことにより、売上高は3億4千1百万円となり、前連結会計年度に比べ8.3%の増収となりました。

その他業務につきましては、コークスなどの陸上運送が前連結会計年度並みの好調さを維持したことや荷役作業に付随する雑作業などが増加したことから、売上高は5億9千4百万円と、前連結会計年度に比べ4.6%の増収となりました。

以上により、ばら貨物セグメントの売上高は25億3千9百万円となり、前連結会計年度に比べ2億1千5百万円、9.3%の増収となりました。

#### (液体貨物セグメント)

石油類につきましては、総じて荷動きが活発に推移したことや、期央に新たな貨物を誘致したことが貢献し、タンクの稼働状況は期末に向けて改善しました。しかし、一部ユーザーでの石油製品の減収や、前連結会計年度に実施した大規模な特殊作業がなかったことが大きな要因となり、売上高は6億5千2百万円と、前連結会計年度に比べ7千6百万円、10.5%の減収となりました。

化学品類につきましては、前連結会計年度に商流の変更により撤退した貨物の影響はありましたが、主たる取扱貨物の荷動きが好調であったことや新規貨物の誘致が貢献し、売上高は2億6千6百万円と、前連結会計年度に比べ増収となりました。

以上により、液体貨物セグメントの売上高は9億1千8百万円となり、前連結会計年度に比べ7千4百万円、7.5%の減収となりました。

#### (物流倉庫セグメント)

化学品センターにつきましては、売上高は1億1百万円となり、前連結会計年度に比べ1百万円、1.9%の増収となりました。

低温倉庫につきましては、荷役部門の売上げが伸び、売上高は5億9千6百万円となり、前連結会計年度に比べ1千万円、1.8%の増収となりました。

冷蔵倉庫につきましては、取扱数量が減少したことにより、売上高は1億7千2百万円となり、前連結会計年度に比べ8百万円、4.5%の減収となりました。

テーマパークのセントラルキッチンとして稼働する食材加工施設につきましては、売上高は7千8百万円となり、前連結会計年度並みになりました。

以上により、物流倉庫セグメントの売上高は9億4千8百万円となり、前連結会計年度に比べ2百万円、0.3%の増収となりました。

#### (その他のセグメント)

売電事業によるその他セグメントの売上高は1千9百万円となり、前連結会計年度並みとなりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は1億9千8百万円であり、その主なものは、液体貨物セグメントにおけるタンク改造工事6千3百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期運転資金2億5千万円を金融機関より借入れております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、将来のいかなる環境においても生き残る企業となるため、2017年度から2019年度までの3カ年を対象とする中期経営計画「Innovation & Progress for 2019」を実行しております。同計画は、この3年間で、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして位置づけており、その施策として高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を掲げて取り組んでおります。

中期経営計画の中間年度となる当期（2018年度）は、この戦略のもと、営業活動として、ばら貨物の取扱増加を図り、液体貨物の多様化推進のため、石油製品に加え化学品の誘致活動にも注力しました。更に、近隣テーマパークのセントラルキッチンとして稼働している食材加工施設を増築することとし、地域産業の発展に貢献するとともに事業活動の拡大を目指しました。加えて、拡大する危険物倉庫の需要に応えるため、同倉庫の増設計画を数社の候補先と協議を重ねて来ました。

また、将来にわたり安全で効率的なオペレーションが継続できること、及びこれからの貨物の多様化に対応できることを目指して、当期（2018年度）を基幹設備の大幅改修に注力する期間の始まりとし、順調に進捗しました。

中期経営計画の最終年度となる来期（2019年度）については、海外情勢による先行き不透明感の増高はありますが、戦略分野とする化学品貯蔵タンクや危険物倉庫の増強増設を重要課題と位置づけ、中期経営計画に基づく事業戦略を着実に実行していくことにより、売上高営業利益率3%以上の目標を達成し、次のステージを担う新たな中期経営計画に繋げられるように努力してまいります。

なお、コンプライアンス意識向上や安全強化等に向けた社員教育の充実、内部統制や社員の行動基準等の自主監査の充実、安全衛生の確保などを通じて社会的責任の向上については、引き続き取り組んでまいります。

	2018年度計画	2018年度実績	2019年度計画（最終目標）
売上高	4,300百万円	4,426百万円	4,500百万円
営業利益	20百万円	43百万円	135百万円
営業利益率	0.5%	1.0%	3.0%

## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 (2016年 3 月期)	第 75 期 (2017年 3 月期)	第 76 期 (2018年 3 月期)	第 77 期 (2019年 3 月期)
売 上 高	4,464百万円	4,129百万円	4,284百万円	4,426百万円
経 常 利 益	132百万円	54百万円	123百万円	112百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	155百万円	7百万円	141百万円	143百万円
1株当たり当期純利益	10円38銭	0円51銭	9円45銭	95円46銭
総 資 産	5,440百万円	6,043百万円	6,261百万円	6,285百万円
純 資 産	3,484百万円	3,748百万円	3,947百万円	3,886百万円

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第77期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 (2016年 3 月期)	第 75 期 (2017年 3 月期)	第 76 期 (2018年 3 月期)	第 77 期 (2019年 3 月期)
売 上 高	4,268百万円	3,954百万円	4,095百万円	4,241百万円
経 常 利 益	135百万円	59百万円	109百万円	102百万円
当 期 純 利 益	156百万円	12百万円	125百万円	135百万円
1株当たり当期純利益	10円43銭	0円81銭	8円33銭	90円09銭
総 資 産	5,416百万円	6,033百万円	6,226百万円	6,241百万円
純 資 産	3,500百万円	3,769百万円	3,952百万円	3,883百万円

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第77期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況等

- ① 親会社の状況  
当社は親会社を有していません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
浪花建設運輸株式会社	40百万円	100%	陸上貨物自動車運送業

- ③ 重要な企業結合の状況  
埠頭ジャスタック株式会社は当社の議決権の19.4%を所有しております（外に同社の緊密な者又は同意している者の所有割合が9.0%あります）。当社は、同社を業務内容に精通した会社として船内荷役並びに構内作業等の業務の委託及び設備修理等の工事の発注を行っております。
- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

港湾運送事業、倉庫業、陸上貨物自動車運送業、貨物利用運送業、売電事業

## (8) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

### ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市此花区	石油埠頭	大阪市此花区
東京営業所	東京都中央区	梅町油槽所	大阪市此花区
ばら貨物埠頭	大阪市此花区	物流倉庫	大阪市此花区

### ② 子会社

会社名	名称	所在地
浪花建設運輸株式会社	本社	大阪市大正区

## (9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

## ①企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
77名	△3名

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、使用人兼務役員を含んでおりますが、臨時雇用者数は含んでおりません。

## ②当社の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
59 (△3)名	46.6歳	18.6年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	261 <sup>百万円</sup>
株式会社日本政策投資銀行	235
株式会社三井住友銀行	190
株式会社りそな銀行	138
日本生命保険相互会社	130

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,540,000株 (自己株式38,686株を含む。)  
(3) 株 主 数 1,144名  
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
埠 頭 ジ ャ ス タ ッ ク 株 式 会 社	290 <sup>千株</sup>	19.3%
株 式 会 社 ニ ヤ ク コ ー ポ レ ー シ ョ ン	233	15.6
原 徹	109	7.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	76	5.1
丸 協 産 業 株 式 会 社	46	3.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	44	3.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	38	2.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	38	2.6
株 式 会 社 大 水	25	1.7
尾 崎 保 秀	22	1.5

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除く1,501,314株により算出しており、総議決権数14,968個により算出する議決権比率とは値が異なる場合があります。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	平 井 正 博	マーケティング部・営業部・内部監査室担当
取締役常務執行役員	増 田 康 正	総 務 部 担 当
取 締 役 執 行 役 員	佐 藤 禎 広	経営企画部・業務部・ファシリティ強化事業部担当
取 締 役	五 十 嵐 英 男	大阪港タグセンター事業協同組合理事長
取 締 役	種 村 泰 一	中之島中央法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	葛 原 史 朗	
監 査 役	鹿 島 文 行	DBJキャピタル株式会社代表取締役社長
監 査 役	遠 藤 眞 廣	遠藤公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 五十嵐英男氏及び種村泰一氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
2. 監査役 鹿島文行氏及び遠藤眞廣氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
3. 監査役 鹿島文行氏は金融機関での理事及び事業会社での経理担当取締役としての豊富な経験を有しており、監査役 遠藤眞廣氏は公認会計士・税理士の資格を有しております。両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考)

取締役以外の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	藤 井 守	営 業 部 長

##### (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- 2018年6月27日開催の第76回定時株主総会において、佐藤禎広氏及び種村泰一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 2018年6月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、取締役 鈴木弘志氏が任期満了により、退任いたしました。

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法425条第1項に定める最低責任限度額まで、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2019年3月31日現在）

社外取締役五十嵐英男氏は大阪港タグセンター事業協同組合の理事長であります。なお、同組合との間にはタグボートの使用に係る営業取引があり、当事業年度における取引金額は4,223千円であります。また、同組合と当社の間には資本関係はありません。

社外取締役種村泰一氏は当社が顧問契約を締結しております中之島中央法律事務所に所属している弁護士であります。同事務所との間に弁護士委託に係る報酬があり、当事業年度における報酬金額は925千円であります。また、同事務所と当社の間には資本関係はありません。

社外監査役鹿島文行氏はD B Jキャピタル株式会社の代表取締役社長であります。なお、D B Jキャピタル株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

社外監査役遠藤眞廣氏は公認会計士事務所を営んでおります。同事務所と当社の間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	五十嵐 英 男	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、行政等に係わり培われた豊富な経験、知識等に基づき発言を行っております。
社外取締役	種 村 泰 一	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回中9回に出席し、法律の専門家としての豊富な経験、知識等に基づき発言を行っております。
社外監査役	鹿 島 文 行	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回全てに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。
社外監査役	遠 藤 眞 廣	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的な知見からの発言を行っております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	6名	57百万円
監 査 役	3名	23百万円
合 計	9名	81百万円

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した無報酬の社外取締役1名を含めております。  
2. 報酬等の総額には役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を含んでおります。  
3. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は4名16百万円であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合や適切な監査体制の確保、向上のために会計監査人の変更が妥当であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。これらの場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会において決議しております。その概要及び運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、原則月1回開催する取締役会のほか、原則週1回開催する経営会議において、取締役会規程及び経営会議規程に基づき重要な業務執行に関する事項の審議・決定と重要事項に関する報告を行う。また、各担当取締役は、業務が法令・定款その他諸規則に従い適法かつ適切であるかどうかを判断し執行する。

監査役は、取締役から担当業務に関する情報を適宜聴取するとともに、取締役会及び経営会議に出席しその業務が適法かつ適正かを監査し、必要に応じて意見を述べる。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、当社の「文書管理規程」に従い取締役の職務執行に係る文書・電磁的記録の保存及び管理を行い、他の取締役及び監査役からの文書の閲覧要請に備える。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部の所管業務に付随するリスク管理は、当該担当部が行うとともに、防災、環境等の各個別委員会（以下、個別委員会という。）が、当該委員会所管業務のリスク管理を横断的に行う。

子会社の業務に付随するリスク管理については、管轄する営業部が子会社の社長とともに行う。子会社を含む企業集団の総合的リスク管理に関しては、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理とコンプライアンスに関する委員会」（以下、RC委員会という。）が行う。RC委員会は、定期に開催され、監査役も出席し、必要に応じて意見を述べる。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各部及び各個別委員会の職務の職掌、権限を明確にし、情報処理の効率化と情報の社内共有化を促進し、コンプライアンスに留意しつつ、経営目標の使用人への浸透を図りその達成に向け職務執行の効率性確保に継続して努力する。

### (5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、コンプライアンス・ポリシーを表明し、使用人に対し明確な行動基準を示す。

各部・各個別委員会は、その所管業務に付随するコンプライアンス管理（教育を含む。）を行う。RC委員会は、全社的 management を行う。また、RC委員会の統括のもと、内部監査室がコンプライアンス及びリスク管理状況に関する内部監査機能を担う。

また、内部通報制度を設ける。

#### **(6) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制**

子会社の業務の執行については、その自律性を尊重しつつも、当該子会社を管轄する営業部と総務部が「子会社等管理規程」に基づき適切に管理する。営業部と総務部は、定期に子会社の経営内容に係る情報を収集し検証を行う。両部の担当取締役は、その結果を取締役会へ報告する。子会社に係る承認事項については、営業部が子会社とともに検討し、経営会議または稟議書により代表取締役社長の決裁を受ける。また、監査役及び内部監査室は、必要に応じて子会社の業務監査または会計監査を実施し適法性について監査する。代表取締役社長は、当社のコンプライアンス・ポリシーと行動基準を子会社と協力会社に対し明確に示す。

#### **(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為や、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事実などを発見した場合は、内部通報制度等によりその内容を監査役に伝達しなければならない。なお、当該通報をしたことを理由として、会社は通報者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。また、監査役は、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、会社の費用負担で独自に外部専門家（公認会計士、弁護士等）に助言を求めることや、調査、鑑定その他の事務を委託することができる。また、監査役は経営者の不適切行動の予兆等を把握した場合には、内部監査室と連携し諮問委員会に報告するとともに、必要に応じて取締役会に対策を求めることができる。

#### **(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を任命し、当該使用人に対する指揮命令権は監査役会に属する。当該使用人の異動、評価等を行う場合は、予め監査役会の承認を求めなければならない。

#### **(9) 反社会的勢力排除に向けた体制**

コンプライアンス・ポリシーと行動基準に、反社会的勢力からの取引や金銭の要求には毅然と対応し、一切関係を持たない旨を明記するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図る。また、総務部が中心となり、外部の専門機関と連携して情報の収集、交換を行うなど反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。

## (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社ではコンプライアンス・ポリシーと行動基準をホームページ及び社内イントラに掲示するなどし、当社グループ内への周知を図っております。また、その遵守状況については内部監査室による内部監査の際に評価を行っており、法令及び定款違反の発生または発生する恐れが認められる場合には、厳正な調査等を実施して、再発防止を図ってまいります。

職務の執行に際しては、当事業年度において取締役会は13回、経営会議は48回開催され、取締役会規程及び経営会議規程に基づき重要な業務執行に係る審議・決定と報告が行われました。使用人に対しては経営会議の審議、報告内容を通知し、情報の共有化を図るとともに、職務分掌規程及び職務権限規程により各部の職掌、権限を明らかにしております。

内部通報制度については、内部通報制度規程により内部通報に係る調査への協力義務、内部通報実施者に対する不利益取扱いの禁止などが規定されており、その運用状況は内部監査室がモニタリングしております。

リスクに対しては、リスク管理規程に基づき各部が所管業務に係るリスク管理状況報告書を作成し、RC委員会で検証を行いました。なお、RC委員会は当事業年度において4回開催されております。

監査役は取締役会、経営会議及びRC委員会に参加し、必要に応じて監査役の意見を述べるとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制等について意見交換を行っております。また、監査役補助使用人規程を設け、監査役を補助すべき使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項を定めております。

子会社に対しては子会社管理規程に基づき子会社の経営に係る審議・決定及び報告が取締役会及び経営会議で行われ、監査役及び内部監査室は定期的に子会社を訪問し必要な監査を実施いたしました。

## 7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための「財務報告の基本方針」を取締役会において決議しております。その方針・原則は以下のとおりであります。

財務報告の信頼性の確保は企業活動の根幹であるため、当社並びに当社の子会社及び関連会社は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることがないように、以下の基本方針に基づき、適正な財務情報を開示し、経営の透明性を確保して堅実な企業経営を実施する。

1. 一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保する。
2. 全ての役職員は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの業務との関連において、適切な内部統制の整備及び運用に努める。
3. 構築した内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかを確認するため、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況の評価を実施するとともに、不備がある場合は是正のために適切な対応を図る。
4. 毎年「財務報告の基本方針」の内容を見直し、変更の有無に拘らず、当社の取締役会において「財務報告の基本方針」について決議を行う。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

### ①会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

### ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社株式等の保有割合が20%以上となる当社株式等に対する大規模買付が行われる場合（20%以上を所有する株主による当社株式等の買増行為も対象とする）に、大規模買付者に一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」という）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、これらを取りまとめて当社株式等の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」という）として定めています。

当社の定める「大規模買付ルール」は、大規模買付行為に先立ち、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過し、当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様へ開示した後初めて、大規模買付者による大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合や、本プランに規定する手続きが遵守される場合であっても、本プラン所定の事由により、当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、当社取締役会は対抗措置の発動を決議します。

大規模買付対抗措置としては、原則として当社株主に対する新株予約権の無償割当を決議します。会社法その他の法令及び当社定款上で認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断した場合には、当該その他の対抗措置を用います。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.sakurajima-futo.co.jp/>）に掲載していますので、そちらをご覧ください。

### ③上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付に応じるか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランにおける本プランの手続きの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも具体的かつ明確に示されており、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

さらに、本プランは、当社株主総会において承認可決されております。また、本プランは有効期間3年としております。その有効期間満了前においても当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

なお、当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。したがって、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本プランを廃止することができ、株主の皆様の意思を反映することが可能です。

加えて、対抗措置の発動の手続きとしては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主意思確認総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断される場合には、株主総会を招集して対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。これらのことから、本プランは当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的としたものでもありません。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,361,939</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,123,737</b>
現 金 及 び 預 金	1,342,774	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	193,500
売 掛 金	394,488	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	262,928
リ ー ス 投 資 資 産	254,960	リ ー ス 債 務	19,058
有 価 証 券	30,000	未 払 法 人 税 等	36,243
貯 蔵 品	33,769	賞 与 引 当 金	32,665
そ の 他	311,744	災 害 損 失 引 当 金	85,500
貸 倒 引 当 金	△5,798	未 払 費 用	364,450
		そ の 他	129,390
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,923,659</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,275,029</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,390,125</b>	長 期 借 入 金	693,116
建 物 及 び 構 築 物	861,441	リ ー ス 債 務	117,667
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	301,659	繰 延 税 金 負 債	250,462
工 具、器 具 及 び 備 品	61,204	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	84,123
リ ー ス 資 産	128,626	環 境 対 策 引 当 金	55,646
建 設 仮 勘 定	37,194	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,930
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>295,518</b>	資 産 除 去 債 務	21,599
借 地 権	288,937	そ の 他	47,484
そ の 他	6,581	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,398,766</b>
		(純 資 産 の 部)	
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>2,238,015</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,267,937</b>
投 資 有 価 証 券	1,650,046	資 本 金	770,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	118,630	資 本 剰 余 金	365,161
そ の 他	469,338	利 益 剰 余 金	2,188,393
		自 己 株 式	△55,617
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	618,895
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	618,895
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,886,832</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,285,599</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>6,285,599</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		4,426,098
売上原価		3,945,435
<b>売上総利益</b>		<b>480,663</b>
販売費及び一般管理費		437,065
<b>営業利益</b>		<b>43,597</b>
営業外収益		
受取利息	569	
受取配当金	54,056	
受取保険金	17,972	
その他	13,886	86,485
営業外費用		
支払利息	11,241	
その他	6,343	17,585
<b>経常利益</b>		<b>112,497</b>
特別利益		
固定資産売却益	3,886	
受取保険金	319,792	323,678
特別損失		
固定資産除売却損	1,410	
災害による損失	279,544	280,954
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>155,221</b>
法人税、住民税及び事業税	36,700	
法人税等調整額	△24,805	11,895
<b>当期純利益</b>		<b>143,326</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>143,326</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2018 年4月1 日から  
2019 年3月31日まで )

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	770,000	365,161	2,060,082	△55,099	3,140,143
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△15,014		△15,014
親会社株主に帰属 する当期純利益			143,326		143,326
自己株式の取得				△517	△517
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		0			0
当 期 変 動 額 合 計	—	0	128,311	△517	127,793
当 期 末 残 高	770,000	365,161	2,188,393	△55,617	3,267,937

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	807,694	807,694	3,947,837
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△15,014
親会社株主に帰属 する当期純利益			143,326
自己株式の取得			△517
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△188,798	△188,798	△188,798
当 期 変 動 額 合 計	△188,798	△188,798	△61,005
当 期 末 残 高	618,895	618,895	3,886,832

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<b>流動資産</b>	<b>2,284,901</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,095,366</b>
現金及び預金	1,292,424	買掛金	192,450
売掛金	371,832	1年内返済予定の長期借入金	262,928
一対投資	254,960	リース債	19,058
有価証券	30,000	未払費用	81,939
貯蔵品	33,769	未払法人税等	344,299
前払費用	26,009	前受り金	34,009
未収金	279,087	賞与引当金	17,736
その他金	2,616	災害損失引当金	5,387
貸倒引当金	△5,798	その他	32,052
		固定負債	85,500
		長期借入金	20,004
		リース債	<b>1,262,620</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,956,119</b>	繰延税金負債	693,116
<b>有形固定資産</b>	<b>1,370,503</b>	役員退職慰労引当金	117,667
建物	583,331	環境対策引当金	250,067
構築物	261,771	その他	84,123
機械及び装置	294,351	繰越利益剰余金	55,646
船舶	123	負債合計	14,516
運搬用具及び備品	4,017	(純資産の部)	47,484
器具及び備品	61,086	株主資本	<b>2,357,987</b>
建設仮勘定	128,626	資本金	<b>3,264,138</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>295,518</b>	資本剰余金	<b>770,000</b>
土地	288,937	資本剰余金	<b>365,161</b>
ソフトウェア	4,542	利益剰余金	365,161
その他	2,038	利益剰余金	<b>2,184,594</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,290,097</b>	利益剰余金	192,500
関係会社株	58,340	その他利益剰余金	1,992,094
投資有価証券	1,648,506	別途積立金	1,000,000
その他	583,251	繰越利益剰余金	992,094
		<b>自己株式</b>	<b>△55,617</b>
		評価・換算差額等	<b>618,895</b>
		その他有価証券評価差額金	<b>618,895</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>3,883,033</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,241,021</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>6,241,021</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2018 年4月1日から  
2019 年3月31日まで )

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
売 上 原 価		
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>443,562</b>
販売費及び一般管理費		408,098
<b>営 業 利 益</b>		<b>35,463</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	569	
受 取 配 当 金	54,056	
受 取 保 険 金	16,303	
そ の 他	13,811	84,740
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,241	
そ の 他	6,343	17,585
<b>経 常 利 益</b>		<b>102,619</b>
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	319,792	319,792
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,410	
災 害 に よ る 損 失	279,544	280,954
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>141,456</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	33,028	
法 人 税 等 調 整 額	△26,827	6,201
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>135,255</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2018 年4月1日から  
2019 年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	770,000	365,161	365,161	192,500	1,000,000	871,853	2,064,353
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△15,014	△15,014
当 期 純 利 益						135,255	135,255
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		0	0				
当 期 変 動 額 合 計	—	0	0	—	—	120,241	120,241
当 期 末 残 高	770,000	365,161	365,161	192,500	1,000,000	992,094	2,184,594

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△55,099	3,144,415	807,694	807,694	3,952,109
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△15,014			△15,014
当 期 純 利 益		135,255			135,255
自己株式の取得	△517	△517			△517
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		0	△188,798	△188,798	△188,798
当 期 変 動 額 合 計	△517	119,723	△188,798	△188,798	△69,075
当 期 末 残 高	△55,617	3,264,138	618,895	618,895	3,883,033

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

櫻島埠頭株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 守 谷 義 広 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

櫻島埠頭株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役会決議の内容及び当該決議に基づく業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）及び各取組み（同号ロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

櫻島埠頭株式会社 監査役会

常勤監査役 葛原 史朗<sup>㊟</sup>  
社外監査役 鹿島 文行<sup>㊟</sup>  
社外監査役 遠藤 眞廣<sup>㊟</sup>

以上

## 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市福島区福島五丁目6番16号  
ホテル阪神 10階 クリスタルルーム  
電話 (06) 6344-1661 (代表)



交通 J R 大阪環状線……福島駅徒歩1分  
J R 東西線……新福島駅徒歩3分  
阪神電鉄本線……福島駅徒歩3分

※ なお、当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。